

厚生労働省の科学研究における 研究上の不正への対応について

- 厚生労働省の科学研究における研究上の不正への対応について……………P 1
- 厚生労働省の科学研究における研究上の不正への対応に関する基本方針（案） ……P 3

（参考資料）

- 研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて
研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書（案）【概要】 ……P 7
- 研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて
研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書（案） ……P11

厚生労働省の科学研究における研究上の不正への対応について

1. これまでの流れ

(1) 総合科学技術会議

平成 18 年 2 月 28 日総合科学技術会議本会議にて「研究上の不正に関する適切な対応について」を検討。総合科学技術会議議長より各大臣宛に、これを踏まえた対応を期待する旨、意見具申がなされた。

「研究上の不正に関する適切な対応について」要旨

- ・ 研究上の不正は科学技術及びこれに係わる者に対する信頼を傷つけ、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼす。
- ・ 総合科学技術会議は、研究者コミュニティ、関係府省、大学及び研究機関がそれぞれの立場において、倫理指針や研究上の不正に関する規程を策定するよう求める。
- ・ 関係府省は、不正が明らかになった場合の研究費の取扱いについて明確にする。配分先となる組織に対して、研究上の不正に関する規程の策定及び不正の防止に向けた対応を求める。

(2) 文部科学省

「科学技術・学術審議会／研究活動の不正行為に関する特別委員会」を開催（平成 18 年 3 月 17 日より 6 月 23 日まで）。「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて 研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書(案)」を取りまとめ、7 月 8 日よりパブリックコメント募集中。

(3) 日本学術会議

「科学者の行動規範に関する検討委員会」を開催（平成 17 年 12 月 28 日より平成 18 年 4 月 5 日まで）。平成 18 年 4 月 11 日に開催した第 148 回総会にて、「科学者の行動規範（暫定版）」等の文書を決定。学協会、大学、研究機関に送付。意見等を収集中。

2. 今後の対応について（案）

- 8 月～ 厚生科学審議会科学技術部会の意見を踏まえて厚生労働省のガイドラインを作成。案の段階から厚労省所管各研究機関に情報提供及び協議をしながら、内容の検討を進める。
- 10 月頃 平成 19 年度の各研究事業の公募要項等に基本方針を反映。ガイドラインを厚生科学審議会科学技術部会において検討。
- 19 年 3 月まで 平成 18 年度中に厚生労働省のガイドラインを策定し、の厚生労働科学研究費補助金取扱規程等へガイドラインを反映。
各研究事業の平成 19 年度の取扱規程等へ取り入れる。

研究上の不正に関する 対応の基本方針(案)

平成18年7月27日
厚生労働省

研究上の不正の定義と対象

厚生労働省の科学研究上の不正の定義

ねつ造

データ、研究結果等を偽造すること、又はこれら偽造したものを記録したり報告又は論文等に利用したりすること。

改ざん

研究資料・機器・課程を変更する操作を行うこと、又は変更・変造したデータ、結果等を用いて研究の報告、論文等を作成・発表すること。

盗用

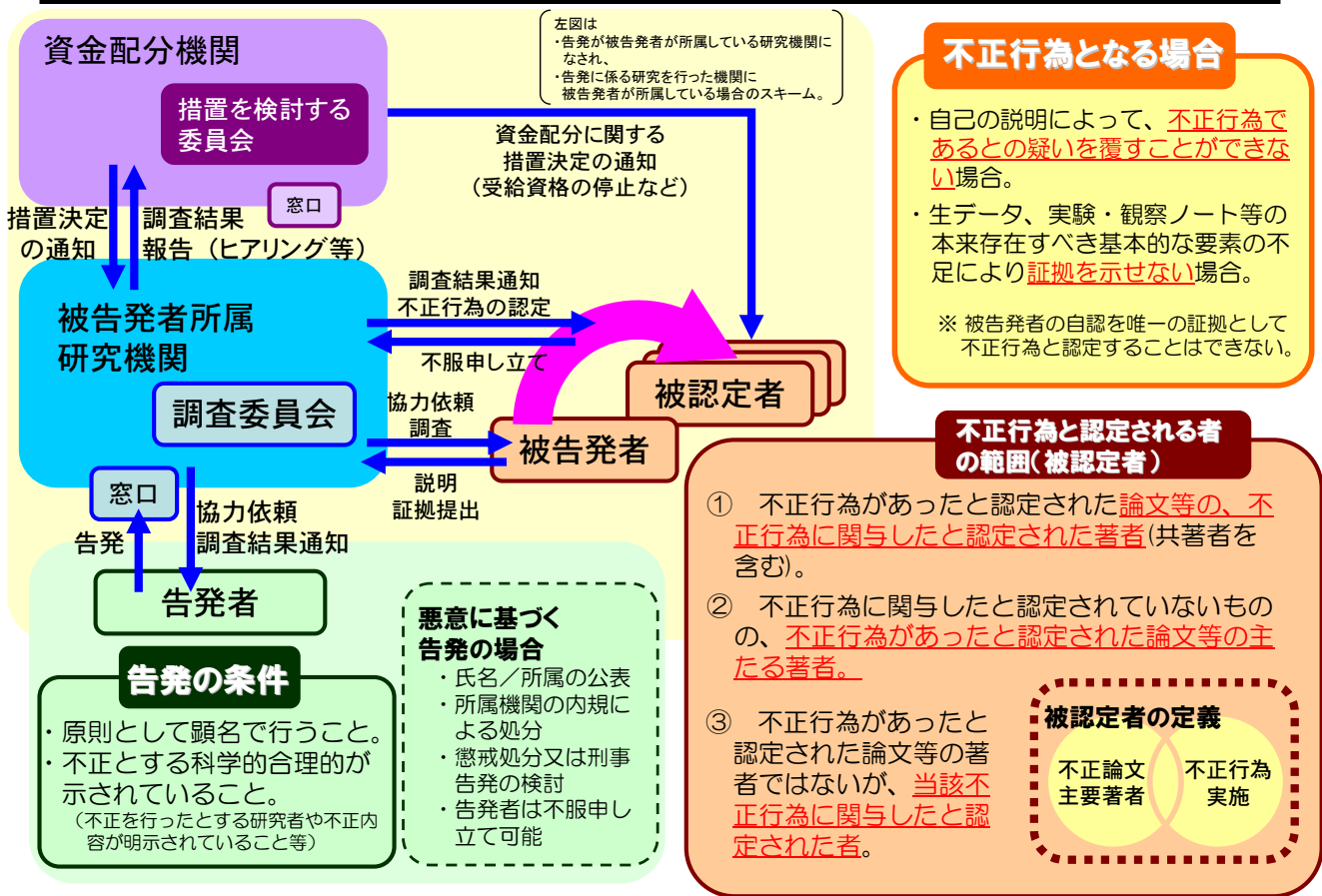
他の研究者のアイデア、研究過程、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

※ 故意でない誤りは不正行為から除外

当該考え方の対象となる範囲について

- ・ 厚生労働省で所管する競争的研究資金等を対象
(厚生労働科学研究費補助金など)

研究上の不正を調査するスキームについて

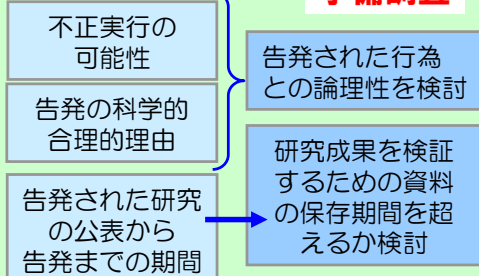


調査機関における調査

調査機関に関する基本的考え方

1. 研究機関に所属する研究者に係る研究活動の不正の場合、当該研究機関が調査を行う。
2. 被告発者が複数の研究機関に所属する場合、告発された事案の研究を主に行っている研究機関が中心となって調査を行う。
3. 不正を行ったとされる研究機関と、被告発者が所属する研究機関が異なる場合は、合同で調査を行う。
4. 研究機関による調査が困難と資金配分機関が特に認めた場合は、資金配分機関が調査を行う。
5. 研究機関等は、調査を他の研究機関や学協会等の研究者コミュニティに委託することが可能。

予備調査



本格調査が必要かどうか判断

本調査

(通知・報告)

- ・配分機関、告発者及び被告発者に調査開始を報告又は通知

(調査体制)

- ・当該研究領域分野の専門家かつ被告発者との利害関係のない者を含む調査委員会を設置

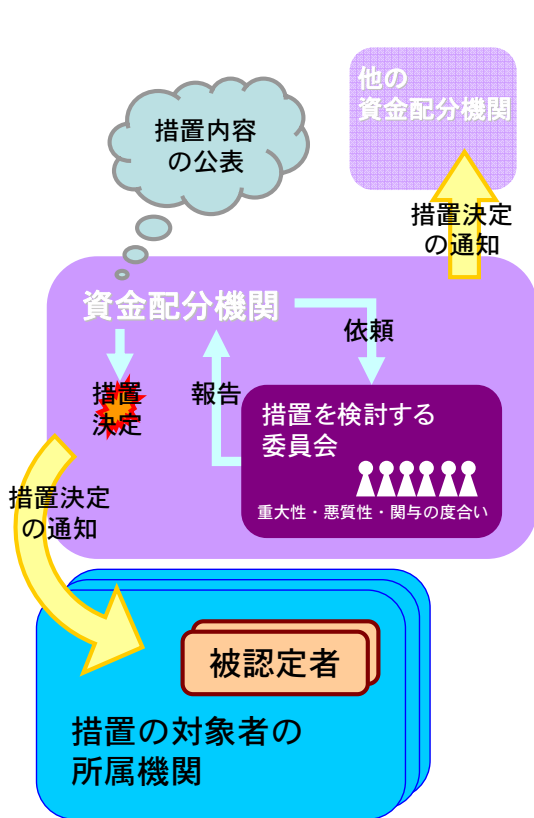
(調査方法)

- ・調査に必要な証拠となる資料を保全
- ・論文、実験・観察ノート等の精査、関係者へのヒアリング、再実験等の手段により調査を実施
- ・被告発者からの弁明の聴取
- ・研究又は技術上の情報の保護に配慮

不正の認定・調査結果公表

- ・調査結果は、告発者及び被告発者、資金配分機関等に報告
- ・不正が認められた場合は調査結果を公表
- ・被告発者は調査結果に不服申立て可能
- ・資金配分機関は調査結果に基づき被認定者への措置内容を検討

資金配分機関における措置



資金配分機関での措置を検討する体制

1. 資金配分機関は被認定者等への競争的研究資金等に係る措置を検討する委員会を設置。
2. 委員会は資金配分機関の求めに応じて、被認定者等に対してとるべき措置を検討し、その結果を報告。
3. 委員会は原則として、研究活動における不正行為について適確な判断を下すために必要な知見を持つ者を含み、被認定者等及び不正行為に係る研究者に直接の利害関係を有しない有識者で構成。

措置の決定手続き

1. 不正行為の重大性、悪質性、被認定者の不正行為への関与の度合い等を考慮。
2. 検討結果は速やかに資金配分機関に報告。
3. 資金配分機関は委員会の報告に基づき、被認定者等に対する措置を決定。
4. 資金配分機関は、決定した措置及びその対象者等について、措置の対象者及びそのものが所属する機関、厚生労働省の他の資金配分機関に通知。

措置の内容公表

措置決定の際には、措置の対象となった者について以下の情報等を速やかに公表。

- ・氏名及び所属
- ・当該研究費の金額
- ・措置の内容
- ・研究内容及び不正行為の内容
- ・不正行為が行われた競争的研究資金等
- ・調査機関が行った調査結果報告書

不正認定後の措置について

不正行為と認定される者の範囲(被認定者)

- ① 不正行為があったと認定された論文等の、不正行為に関与したと認定された著者(共著者を含む)。
- ② 不正行為に関与したと認定されていないものの、不正行為があったと認定された論文等の主たる著者。
- ③ 不正行為があったと認定された論文等の著者ではないが、当該不正行為に関与したと認定された者。

被認定者の定義

不正論文
主要著者

不正行為
実施

被認定者所属の各研究機関

- ・ただちに被認定者の当該競争的研究資金等の支出の中止を命じる。
- ・調査結果の資金配分機関及び告発者、被認定者への通知
- ・調査結果の公表
- ・被認定者に対して内部規定に基づき適切な処置を執る

資金配分機関

以下の措置のうち1つあるいは複数の措置を講じる。

競争的研究資金等の打ち切り

- ・不正行為があったと認定された研究に係る競争的研究資金等の打ち切り
- ・被認定者のうち不正に関与した研究者(①③)については、不正行為があったと認定された研究以外に係る研究資金も打ち切り

競争的研究資金等の返還

- ・未使用の研究費の返還
(悪質な場合は研究費全額の返還)

競争的研究資金等の不採択

- ・厚生労働省所管の競争的研究資金等において、被認定者が主任研究者として申請されているものについては不採択
- ・分担研究者及び研究協力者となっているものについては当該者の差し替えを要求

競争的研究資金等の申請制限

(不正に関与した研究者について)

認定された年度の翌年度以降5~10年間

(不正への関与は認められなかったが、不正行為があったと認定された論文の主要著者)

認定された年度の翌年度以降2~4年間

